「浪江町再生可能エネルギー推進計画 (検討案)」 への意見募集 (パブリックコメント) について

「浪江町再生可能エネルギー推進計画 (検討案)」について、広く町民の皆さまからご意見をいただきたく、以下により募集させていただきます。

皆さまからお寄せいただいたご意見につきましては、計画策定の参考とさせていただきます。

1.意見募集期間

平成30年2月9日(金)~2月19日(月)

2.意見の提出先と提出方法

別紙様式にて、以下によりご意見をお寄せ下さい。

大変恐縮ですが、お電話でのご意見は対応いたしかねますので、何卒、ご理解の ほどよろしくお願いいたします。

(1) 郵送

〒979-1592

浪江町大字幾世橋字六反田 7-2 浪江町役場 産業振興課 宛

(2) FAX、メール

FAX: 0240-34-2135 E-mail:namie15040@town.namie.lg.jp

(産業振興課 産業創出係 宛)

3. その他

(1)個別の対応について

計画以外へのご意見、ご要望等への対応、いただいたご意見への個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨をご了承ください。

(2) いただいたご意見の公開について

氏名、住所等、ご記入いただいた個人情報を除き、公開される可能性があることもあらかじめご承知おきください。ただし、意見に記載された個人に関する情報、または個人を識別し得る情報がある際は、公表の際に当該個所を伏せさせていただきます。

(3)個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報に関しては、適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合などの連絡、確認といった意見公募に関する業務のみに使用させていただきます。

「浪江町再生可能エネルギー推進計画(検討案)」の概要

1. 計画の目的

浪江町復興計画【第二次】で提唱された「エネルギーの地産地消チャレンジ」を実現するために、復興まちづくりと歩調をあわせて再生可能エネルギーの導入とエネルギーマネジメントを加速的に推進し、エネルギーの地産地消の先進モデルの町を目指すことを目的としています。

2. 計画の骨子

浪江町再生可能エネルギー推進計画は以下の構成となっています。

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 上位計画・関連計画
- 第3章 浪江町における再生可能エネルギーと取巻く状況
- 第4章 再生可能エネルギー導入推進のためのゾーニングと開発適地
- 第5章 再生可能エネルギーの導入目標と将来像及び基本方針
- 第6章 再生可能エネルギー導入推進のための具体施策
- 第7章 再生可能エネルギー導入推進のためのモデル事業
- 第8章 再生可能エネルギー導入のロードマップ
- 第9章 再生可能エネルギー導入の推進体制

浪江町及び再生可能 エネルギーを取巻く 状況の整理及び分析

上記を踏まえた再生 可能エネルギー推進 の方向性、施策、事業 など

3. 計画に定める導入目標及び基本方針

≪導入目標≫

- ・2020年 ⇒ 自給率40%
- ・2027年 ⇒ 自給率54%

≪基本方針≫

- I. 再エネをつくる・・・再生可能エネルギーの導入割合を増やす
- Ⅱ. 再エネをつかう・・・再生可能エネルギーの地域内循環の仕組みづくり
- Ⅲ. まちづくりへつなげる・・・再エネの経済価値や地域内循環の活性化
- Ⅳ. 将来へつなげる・・・技術動向を見据えた地域内消費・循環の拡大

4. 再生可能エネルギー導入推進のための具体施策

施策Ⅰ:再生可能エネルギーに関する積極的な情報発信

施策Ⅱ:再生可能エネルギー導入に関する積極的な措置

施策皿:再エネ経済価値の地域環元、循環の仕組みの構築

施策IV:再生可能エネルギーによる持続的なまちづくりの実現

施策V:再生エネルギー導入拡大のための基盤の整備

※詳細は「浪江町再生可能エネルギー推進計画(検討案)」をご覧ください。

産業振興課 産業創出係 行

| 氏名 | | | 電話番号 | |
|------------|--|---------|------|--------------|
| 住所 | | | | |
| 【該当箇所】 | | | | 【理由】 |
| P16の3行目という | | 【ご意見内容】 | | 可能であれば根拠となる出 |
| ように該当箇所を明 | | | | 典等を添付または明記して |
| 記して下さい | | | | 下さい |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |